

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年5月19日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称 こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務

(2) 業務の内容

鳥取県（以下「県」という。）は、こどもの意見表明コーディネート事業について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため、事業の実施に係る業務を委託する。

なお、詳細は、別紙1「業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 業務の目的

こどもの権利擁護については、こども基本法（令和4年法律第77号）により、全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されることとされており、発達過程にあるこどものアドボカシーにおいては、こどもが自らの意思を表示し、意見として形成し、それを表明して自己実現に向けて行動する過程を保障することが必要である。

そのため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第17項に基づく意見表明等支援事業として、児童相談所一時保護施設や児童養護施設等で生活しているこどもの声を聴き届けるサポートを実施し、こどもの権利擁護の取組を推進することを目的とする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 予算額 金10,985千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(3) 仕様書7（1）ウに定める要件を満たしている者を委託業務の拠点に配置している又は委託契約締結までに配置見込みであること。

(4) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

(1) 県は、企画提案等の順位を決定するため、こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。

(3) 審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

(4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

県は、こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務評価要領（以下「評価要領」という。）を定め、審査会が評価要領に基づいて審査を行う。

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も低い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

(1) 問合せ先は次のとおりとする。

〒680-0901 鳥取市江津318-1
鳥取県子ども家庭部家庭支援課児童養護・DV室
電話 0857-26-6150 ファクシミリ 0857-26-6151
電子メール kateishien@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領の交付

こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和8年5月19日（火）から同年6月10日（水）までの間に、次に掲げるインターネットの鳥取県子ども家庭部家庭支援課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shounen-katei/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年5月19日（火）から同年6月10日（水）までの間（日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

(1) に同じ

7 企画提案参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号）1部

公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）1部

仕様書7（1）ウの要件（イ）、（ウ）を除く）を満たすことを証明する書類（履歴書や資格証明書等）各種1部

(2) 提出期間及び時間

令和8年5月19日（火）から同年6月10日（水）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年6月10日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

6の（1）に同じ。

(5) その他

本プロポーザルへの参加は、企画提案参加申込書を期日までに提出した者に限る。

(6) 県は、提出のあった企画提案参加申込書等を審査の上、本プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年6月12日（金）までに提案者に通知を行う。

8 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書等は、別紙2「こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき作成するものとする。

提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（イ）の事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

(2) 提出方法

7の（3）に同じ。

(3) 提出場所

6の（1）に同じ。

(4) 提出期間及び時間

令和8年5月19日（火）から同年6月15日（月）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分か

ら午後5時15分までとし、送付による場合は、同年6月15日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出部数及び規格

- ・ 正本1部、副本4部
- ・ A4版縦（A3版の折込可）

9 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和8年7月2日（木）午後1時30分から

(2) 場所

鳥取市尚徳町101番地 鳥取県立図書館 大研修室

(3) 参加条件

- ア プレゼンテーション時間の10分前には受付を済ませること。
- イ プレゼンテーションは一提案につき15分以内（厳守）とし、別途15分程度の質疑応答を行う。
- ウ プレゼンテーションに参加しない者は失格とする。
- エ 審査会で使用する資料は、提出期限までに提出された企画提案書のみとする。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

また、契約の相手方候補者が、企画提案書等の提出日から業務の契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を無効とし、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) 県ホームページ掲載（公募開始） | 令和8年5月19日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年6月1日（月） |
| (3) 質問回答期限 | 令和8年6月8日（月） |
| (4) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和8年6月10日（水） |
| (5) 参加資格審査結果の通知期限 | 令和8年6月12日（金） |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和8年6月15日（月） |
| (7) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和8年7月2日（木）予定 |
| (8) 審査結果の通知 | 令和8年7月上旬 |
| (9) 契約締結等の協議及び見積の依頼 | 令和8年7月上旬から中旬 |
| (10) 契約締結 | 令和8年7月中旬から下旬 |

13 その他

(1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知し、その概要を鳥取県子ども家庭部家庭支援課ホームページで公表するものとする。

(4) 企画提案書作成等に係る経費負担

企画提案書の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合であってもはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体であってもはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、仕様書及び実施要領による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

(様式第1号)

企画提案参加申込書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(提出者)

会社(団体)名
所在地
代表者名

(連絡責任者)

所属
職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メール

令和8年5月19日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 調達件名 こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務
- 2 提出資料 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)
業務委託仕様書7(1)ウの要件((イ)、(ウ)を除く)を満たすことを証明する書類
(履歴書や資格証明書等)

(様式第2号)

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務

- 1 当社（団体）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社（団体）は、本件調達のお知らせの公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。
また、企画提案書等提出期限までに更生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 3 当社（団体）は、業務委託仕様書7（1）ウに定める要件を満たしている者を委託業務の拠点に配置している又は委託契約締結までに配置見込みです。
- 4 当社（団体）は、鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

年 月 日

(提出者)

会社(団体)名
所在地
代表者名

(連絡責任者)

所属
職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メール